

子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために「子ども・子育て支援法」という法律が平成 24 年 8 月に施行されました。この法律と関連する法律に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援制度」が平成 27 年 4 月に本格スタートします。

この制度では、これまで別々の制度であった幼稚園と保

育所が一つの枠組みとなり、これに、小規模保育事業を実施する事業所も制度の対象となります。利用申し込みは、認定申請に置き換わり、認定証の交付や施設との契約など、これまでの手続きと異なる点があります。※詳しくは、9 月発行のリーフレットをご覧ください(幼稚園・保育所(園)から直接配付されたほか、各総合支所窓口へ備え付けていますので、ご覧ください)。

平成 27 年度 幼稚園の入園児募集

◎市立

■募集幼稚園名

幼稚園名	対象年齢	預かり保育	電話番号
佐沼幼稚園	4～5 歳児	○	0220 (22) 2527
東佐沼幼稚園	4～5 歳児	○	0220 (22) 3059
新田幼稚園	4～5 歳児	○	0220 (28) 2222
北方幼稚園	4～5 歳児	○	0220 (22) 7635
米谷幼稚園	5 歳児	○	0220 (42) 2101
中田幼稚園	4～5 歳児	○	0220 (34) 3502
豊里幼稚園	3～5 歳児	○	0225 (76) 3323
米山東幼稚園	4～5 歳児	○	0220 (55) 3367
米山西幼稚園	4～5 歳児	○	0220 (55) 2612
石越幼稚園	3～5 歳児	○	0228 (34) 3170
南方幼稚園	4～5 歳児	○	0220 (58) 2218
西郷幼稚園	4～5 歳児	○	0220 (58) 2015
東郷幼稚園	4～5 歳児	○	0220 (58) 2649
つやま幼稚園	4～5 歳児	○	0225 (68) 2029

【申込期間】 11 月 4 日(火)～21 日(金)

【授業料】 月額 4 千円(1 世帯から 2 人以上入園する場合は、2 人目以降半額)

【預かり保育】 随時受け付けています(定員の範囲内)。月額 3,500 円

【問い合わせ】 教育委員会学校教育課(学事係)

☎ 0220(34)2679

※保育内容など詳細については、各幼稚園にお問い合わせください。

【お知らせ】

■平成 27 年度から、全ての幼稚園で給食を提供します。給食費など、詳細については入園説明会などでお知らせします。



◎私立

■募集幼稚園名

幼稚園名	対象年齢	預かり保育	給食	電話番号
登米幼稚園	満 3～5 歳児	○	週 1 回	0220 (52) 2302
さくら幼稚園	満 3～5 歳児	○	週 3 回	0220 (34) 2255

■申込期間・募集園児数

幼稚園名	申込期間	募集園児数	
		満 3 歳児	若干名
登米幼稚園	10 月 1 日(水)～	3 歳児	10 人
		4 歳児	10 人
		5 歳児	10 人
		満 3 歳児	20 人
さくら幼稚園	10 月 1 日(水)～	3 歳児	30 人
		4 歳児	10 人
		5 歳児	若干名
		満 3 歳児	若干名

【預かり保育】随時受け付けています。時間や料金については、お問い合わせください。

※詳細については、各幼稚園にお問い合わせください。

◎市立・私立共通事項

【入園資格】

◇ 5 歳児＝平成 21 年 4 月 2 日～平成 22 年 4 月 1 日生まれ

◇ 4 歳児＝平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日生まれ

◇ 3 歳児＝平成 23 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日生まれ

◇ 満 3 歳児(私立幼稚園のみ)

＝平成 24 年 4 月 2 日～平成 25 年 4 月 1 日生まれ

【申し込み方法】 入園を希望する幼稚園に直接お申し込みください。※用紙は各幼稚園にあります。

【授業料の補助など】 保護者の経済的負担の軽減などを目的とした補助・減免制度があります。課税額によって補助や減免を決定します。手続きは入園後になります。

就学時健康診断のお知らせ

平成 27 年度小学校入学予定の児童を対象に、就学時健康診断を実施します。対象児童の保護者には、個別に通知します。

【時間】 午後 1 時 30 分～(受付開始は午後 0 時 45 分)

【診断科目】 内科・眼科・耳鼻科・歯科

【問い合わせ】 教育委員会学校教育課(学事係) ☎ 0220(34)2679



■就学時健康診断の日程

月日	会場	対象地区
10 月 9 日(木)	登米公民館	登米町、東和町、豊里町、津山町
11 月 13 日(木)	森公民館	迫町
11 月 20 日(木)	石森ふれあいセンター	中田町、石越町
11 月 27 日(木)	中津山公民館	米山町、南方町

平成 27 年度 保育所(園)入所児募集

平成 27 年度分から手続きが変わり、公立・私立認可保育所(園)に加え、小規模保育事業所についても、市に申し込みいただくことになりました。

■募集保育所(園)名・問い合わせ

町域	公立保育所(園)	定員	開所時間	電話番号
迫	迫中江保育所	90 人	7:00～19:00	0220 (22) 7642
迫	迫新田保育所	30 人	7:30～18:30	0220 (28) 2070
登米	登米保育所	60 人	7:30～18:30	0220 (52) 2330
東和	米谷保育所	60 人	7:30～18:30	0220 (42) 2101
中田	中田保育所	90 人	7:30～18:30	0220 (34) 2050
豊里	豊里保育園	120 人	7:30～18:30	0225 (76) 4075
米山	よねやま保育園	90 人	7:30～18:30	0220 (55) 3790
石越	石越保育所	60 人	7:30～18:30	0228 (34) 2039

町域	私立認可保育所(園)	定員	開所時間	電話番号
迫	佐沼保育園	120 人	7:00～19:00	0220 (22) 3512
迫	錦保育園	90 人	7:00～19:00	0220 (22) 2647
迫	白鳥ゆめっ子保育園	40 人	7:00～19:00	0220 (22) 1108
登米	北上保育園	90 人	7:00～18:30	0220 (52) 3558
東和	米川聖マリア保育園	40 人	7:00～18:30	0220 (45) 2054
東和	錦織保育園	70 人	7:15～18:45	0220 (44) 3666
中田	みどりご園	100 人	7:00～19:00	0220 (34) 6677
中田	保育所森のくまさん	90 人	7:00～19:00	0220 (34) 4105
南方	南方保育所(認定こども園移行予定)	70 人	7:30～18:30	0220 (58) 2238
南方	白鳥保育園	40 人	7:00～19:00	0220 (58) 2681
南方	くるみの木保育園(4 月 1 日開所予定)	75 人	7:00～19:00	0220 (22) 2647(錦保育園)
津山	杉の子保育所	30 人	7:30～18:30	0225 (69) 2735

町域	小規模保育事業所(移行予定)	定員	開所時間	電話番号
迫	家庭保育つくしんぼ	19 人	7:30～19:00	0220 (22) 6423
迫	杉の子幼稚園	18 人	7:30～18:30	0220 (22) 8066
迫	家庭保育園なかよし	15 人	7:30～18:30	0220 (22) 0906
迫	託児所うさぎさん家	19 人	7:30～18:00	0220 (22) 1730
迫	にじいろ保育園(4 月 1 日開所予定)(現ちびっこランド)	19 人	7:00～19:00	0220 (44) 4937
中田	託児所ゆりかご	19 人	7:30～19:00	0220 (34) 5706
中田	たんぼぼ保育園	19 人	7:00～19:00	0220 (34) 7789

※小規模保育事業所を利用できるのは、原則、平成 24 年 4 月 2 日以降生まれのお子さんです(3 歳未満児のみ)。

【受付期間】 11 月 4 日(火)～21 日(金)

※月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休日を除く) ※受付期間を過ぎた場合は、二次利用調整の対象となりますので、ご注意ください。

【受付場所】 各総合支所市民課(市民係)

【入所基準】 保護者などが次の事由により、お子さんの保育を必要とする場合に入所することができます。

① 家庭外に就労している、または、家庭内で仕事(家業や内職など家事以外の仕事)をしている場合

② 妊娠中の場合(産前 2 カ月、産後 3 カ月)

③ 病気や心身に障がいがある場合

④ 家庭で長期にわたる病人や心身に障がいのある人を看護している場合

⑤ 火災や天災などの災害に遭い、その復旧中である場合

⑥ 求職活動を行っている場合

⑦ 就学している場合

⑧ 虐待やDVの恐れがある場合

⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している場合

⑩ 別居、死亡、離別、行方不明などで不在の場合

⑪ 市長が前各号に類する状態にあると認める場合

【申し込みに必要な書類】 募集要項および用紙は、各総合支所市民課に備え付けています(10 月 15 日以降配付)。

① 支給認定申請書兼施設利用申込書

② 家族状況票ほか必要書類を添付していただきます。

【申込書配付日】 10 月 15 日(水)から

※現在、公立・私立認可保育所(園)および小規模保育事業所へ移行する認可外保育施設に入所している場合は施設から配付されます。

【保育の必要量】 保育の必要量については、父母それぞれの就労時間などで決定します。父母ともに月 120 時間以上の就労は「保育標準時間」が認定され、1 日あたり 11 時間利用することができます。また、父または母がパートタイム就労の場合は「保育短時間」が認定され、8 時間利用することができます。なお、就労以外でも「保育短時間」となる場合があります。

※上記の時間を超過して利用する際は、延長保育となります(実施施設のみ)。

【利用調整(選考)の結果】 保育を必要とする事由を指数化し、高位順に選考します。その結果を、1 月下旬頃に通知します。支給認定証については、4 月入所の場合、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、入所の可否と同時に交付します。

なお、利用希望日が平成 27 年 6 月以降の場合は、希望日の約 1 カ月前での審査となります。

※平成 26 年度分の申し込みをしている場合も新たに平成 27 年度分の申し込みが必要です。

※第 1 希望の保育所(園)への申込者数とその施設の定員を上回る場合、第 2・第 3 希望の保育所(園)に入所していただく場合があります。

【問い合わせ】 福祉事務所子育て支援課(子育て支援係)

☎ 0220(58)5562

※保育内容については、直接保育所(園)にお問い合わせください。

※保育料については、3 月頃に決定する国の基準を上限に、調整して決定する予定です。

